

令和7年度 京都市立洛友中学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法、京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改訂)に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒が十分に認識できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

[構成員]:管理職、生徒指導主事、昼・夜間部主任、保健主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他必要に応じての教職員。

[開催時期]:月1回

※ 緊急に対応を要する場合は、生徒指導主事が招集し、情報のとりまとめを行う臨時いじめ対策委員会を開く。また、日常において、綿密な情報交換を昼夜間部の会議等で行うものとする。

[役割]

- 昼・夜間部の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い適切な指導・支援を行う。
- 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- 必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- 「いじめ」として対応すべき事案か否かを判断し、問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[周知方法]:入学式(夜間部)、転入学式(昼間部)、HPを通じて、生徒及び保護者へ周知

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校における「いじめ」の未然防止のための取組

① 授業改善や学習環境の充実、いじめをゆるさない集団づくり

学ぶ楽しさとわかる喜びを体感できる授業をめざし、コミュニケーション能力の育成や言語活動の充実を目指した授業改善を行い、共に学ぶ大切さを実感させることを目指す。また、基礎的・基本的な学習の定着や学習規律の確立をはかり、生徒が安心して学べる学習環境づくりを推進する。

② 昼・夜部交流による人権教育と道徳教育の充実

- 「交流の時間」や学校行事における昼間部と夜間部の交流により、違いを認め合い、支え合う集団づくりを推進することで、いじめを生まない、許さない生徒同士のつながりを作る。
- 集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自己肯定感や自己有用感を高め自己実現につなげる指導を推し進める。
- 道徳教育推進教師を中心に、「人を大切にする」「人を思いやる」心を育て、社会性を身につける取組を推進する。

③ 生徒へのはたらきかけ

- 日常の生徒同士、教職員と生徒のつながりの中で、絆づくりと居場所づくりを意図的に行い、生徒のソーシャルスキルの向上に努める。
- 規範意識の醸成に向けて、京都府警察と連携した「非行防止教室」を活用するなどの取組を行う。又、生徒へのはたらきかけと共に教職員も関係者の意見、助言を聞く機会とする。

(2) 「いじめ」の早期発見・積極的認知のための取組

- 日常の生徒観察や学級日誌、教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有・分析し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関する口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。
- 日常の随時の教育相談はもちろんのこと、年2回ずつの教育相談週間・個人懇談週間を設定し、いじめに関するアンケート等や、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の不安や困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。

(3) 「いじめ」が起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者(家族)への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者(家族)との情報共有、警察及び関係機関との連携等の適切な措置を講ずる。(次ページフローチャート図参照)

③ インターネットを通じて行われる「いじめ」に対する対策の推進

- 携帯端末等の校内での使用に関する正しい使用方法、ルールの指導を保護者の理解のもとに進める。
- 教科指導(社会科、技術・家庭科等)の中で情報リテラシーを涵養する。
- 個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題把握時には適切な指導を行う。

④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。そのためにもいじめ解消の定義を明確化する必要があり、いじめが「解消している」状態について次の2つの要件を示し、解消に至るまで必要な支援等を継続することとする。

ア:被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間※は止んでいること。

イ:被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※期間は目安であり、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する必要がある。

また、いじめが『解消している』状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめをおこなった生徒についても日常的に観察を継続していく。

洛友中学校 いじめに対する組織的な対応の流れ

基本事項

『いじめ防止基本方針』

- いじめ防止プログラムの策定
- 昼夜間教職員、生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い適切な指導・支援を行う
- 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する
- 必要に応じて組織的な対応を検討し推進する
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・授業改善や学習環境の充実、いじめをやるさない集団づくり
- ・昼・夜間部交流による人権教育と道徳教育の充実
- ・生徒へのはたらきかけ
- ・インターネットを通じて行われる「いじめ」に対する対策の推進

早期発見のための取組

- ・教職員、生徒、保護者、地域、関係機関、その他の情報の把握・伝達・共有、
- ・日常の生徒観察、教育相談、アンケート調査等の情報

いじめ対策委員会で情報を共有し、事実関係を把握

「情報共有」

- いじめ対策委員会で情報を共有し、聴き取り・指導・支援体制を確定。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し「いじめ」の認知は、いじめ対策委員会で判断する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒から個別聴き取り、丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理し、記録をまとめる。

いじめ対策委員会で学校としての対応方針を決定 [認識の共有化・行動の一元化]

【生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒には「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 全教職員で上下校、休み時間、清掃時間等で隙間を作らず、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒を見守り、スクールカウンセラー等との連携を図る。
- いじめを行った生徒には、繰り返さないよう自らの過ちを深く反省させ、再発防止に向け指導や支援を行う。
- 周囲の生徒に対して、「いじめ」を自分の問題としてとらえさせる。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり謝罪する場を設ける。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任をはじめ、人間関係のある教職員を中心に早急にいじめた生徒いじめられた生徒への家庭訪問を行い、正確な事実関係と今後の指導方針を説明し、連携を求める。

【関係機関との連携】

- 必要があれば、スクールソーシャルワーカーと連携し、警察や児童相談所への相談・報告。

いじめの解消までの継続的な指導・支援

【学校全体で継続的な指導・支援】

- 面談や日常の観察等により、2つの要件が満たされるまで指導・支援を継続する。
 - ①いじめが3か月程度は止んでいる
 - ②いじめを受けた生徒が心身ともに苦痛を感じず回復している

いじめ解消の判断は、いじめ対策委員会で行う。

(4) 教職員の資質・能力向上の取組

- 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- 校内研修会で生徒理解等、いじめ防止対策等に関する研修を年間計画に基づき実施する。

4 保護者(家族)・地域、関係機関との連携

- 「子どもと共に育む京都市民憲章」を保護者(家族)・地域に広く周知し、共に子育てを進める。また、学校運営協議会等の際、地域住民の意見を十分に聞く機会を設定する。
- 機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者(家族)・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者(家族)の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。
- 携帯端末等の危険性と依存性について周知すると共に保護者(家族)の責任を明確にする。
- アンケート等や、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して、構造的な面談の実施を図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめを受けた生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

いじめ事案があった場合は、臨時生徒指導委員会(いじめ対策委員会)を開き組織的対応を行う。

月	生徒指導委員会(兼いじめ対策委員会)の開催や教職員の資質向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	生徒指導委員会(いじめ対策委員会)① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者・地域への広報」 職員会議 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 校内研修会① 「年間計画と役割分担」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式(夜間部) ・新入生激励会(夜間部) ・学級開き 学級目標決定など ・道徳「A-1」	前年度の記名式いじめ調査 ・調査様式は本校独自のもの (令和6年度は2回実施)	・入学式で家族への説明

5	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)② 「未然防止に向けた取組の確認」</p> <p>校内研修会② 「生徒理解Ⅰと転入生の様子について情報共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転入学生歓迎会(昼間部) ・転入学生保護者説明会 (いじめ対策委員会の紹介) ・憲法月間の校長講話 (人権といじめ問題) ・道徳『B-(9)』 ・校外学習(昼夜間合同) (集団・仲間づくり) 		<ul style="list-style-type: none"> ・転入学式で保護者への説明と啓発 ・家庭訪問週間(昼夜間部)
6	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)③ 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」</p> <p>臨時いじめ対策委員会 ← 情報共有と組織的対応</p> <p>・校内研修会③ 「生徒理解Ⅱと気になる生徒情報共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間(昼・夜間部) ・球技大会 (集団・仲間づくり) ・比良げんき村「野外体験活動」 (昼間部、集団・仲間づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式いじめアンケート① 実施と集約・情報共有 ・教育相談週間(昼・夜間部) 集約・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会①
7	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)④ 「夏季休業中の生活について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室(昼間部) ・夏休みのすごしかた ・家庭訪問期間 ・夏休み学習会 ・S.T.E.P(昼夜間合同) (集団・仲間づくり) 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会(昼夜間部) ・家庭訪問期間(昼夜間部)
8	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑤ 「夏季休業中の生徒の情報共有」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し① PDCAサイクル」</p> <p>「学校評価アンケート内容検討」</p> <p>・校内研修会④</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問期間(夜間部)
9	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑥ 「4月～8月のいじめ事案の経過の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳「C-(15)」 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート実施
10	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑦ ・「学校評価アンケート」内容分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 (集団・仲間づくり) 		
11	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑧ ・いじめアンケート②実施に向けて</p> <p>臨時いじめ対策委員会 ← 情報共有と組織的対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習(集団・仲間づくり) ・教育相談週間(昼・夜間部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式いじめアンケート② 実施と集約・情報共有 ・教育相談週間(昼・夜間部) (昼間部3年は進路) 集約・情報共有 	
12	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑨ ・教育相談週間(昼・夜間部)</p> <p>(事案があった場合は、臨時生徒指導委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の校長講話 (人権といじめ問題) ・職場体験学習(昼間部) 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会②

	<p>会で組織対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談(昼夜間部) ・年末懇親会(集団・仲間づくり) ・「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室実施 ・年末懇親会(昼夜間合同) (集団・仲間づくり) 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 (昼間部) ・個人懇談会 (夜間部)
1	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑩ 「冬季休業中の生徒の情報共有」 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「学校評価アンケート内容検討」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳「A-(3)」 		
2	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑪ ・次年度の「いじめ防止基本方針」の 検討と確認 ・「学校評価アンケート」内容分析 校内研修会⑤ ・年間反省(今年度の反省と来年度への 課題の共有)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年のまとめ① 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート 実施
3	<p>生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑫ ・年間を通じてのいじめ事案の共有 ・次年度の「いじめ防止基本方針」に ついて 校内研修会 ・年間を通してのいじめ事案の経過の共 有 ・来年度のいじめ防止基本方針について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・学年のまとめ② ・卒業前校外学習(昼間部) (仲間・集団づくりのまとめ) ・送別激励会(昼夜間合同) ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会③